

第1章 会社機構

第1 定 款

(1) 概 説

会社は、営利を共同の目的とした複数人の結合体で、その目的の範囲内において法人格を認められています。定款とは、こうした会社の組織や活動を定める基本規則を記載した書面のことで、株式会社は、発起人による会社の目的、商号、事業の本拠、発起人の構成あるいは物的規模を具体的に定めたこの定款の作成をもって始まります。この意味において、定款は、会社の内部規則として、その設立に当たる発起人のみならず、会社の機関・組織及び運営等に関して会社及び株主等、利害関係者を拘束する自治法規として、法的効力を持っています。

このように定款は、会社の最高かつ基本的な自治規則ですが、会社の組織や活動の基本を定めた規則としての意味において、社内における他の規則とは異なっています。なお、細部にわたる事項については、定款以外の内部規程に定めることは差し支えありません。

ア 定款の記載事項

株式会社の定款の記載事項の順序は、まず「第1章 総則」に会社の存在そのものに関する事項として、目的・商号・本店所在地・公告の方法等を、「第2章 株式」に会社の発行する株式、株主の権利及びその取扱いに関する事項等を、「第3章 株主総会」に株主総会の運営方法等に関する事項を、「第4章 取締役及び取締役会」に会社の意思決定又は経営機関に関する事項等を、「第5章 監査役及び監査役会」に監査役の選任方法、定員等を、「第6章 会計監査人」に会計監査人の選任方法、任期等を、「第7章 執行役員」に執行役員の選任方法、定員等を、「第8章 計算」に剰余金の配当の方法等に関する事項等を定め、最後に「附則」を付するのが一般の例です。

この記載事項をその法律上の効果によって分類すれば、定款に必ず記載しなければ、定款全体が無効となる絶対的記載事項と、その記載を欠いても定款自体の効力には影響ないが、規定しておかなければその効力を生じない相対的記載事項、さらに、法律の強行規定や公序良俗に反しない限りどのようなことをも定款に規定することができる任意的記載事項の3つに分けることができます。

(ア) 絶対的記載事項

会社法27条では、次の事項を定めており、これらの記載又は記録がないときや、記載又は記録があってもその内容が違法なものであれば定款自体が無効となります。

- ① 目的
- ② 商号
- ③ 本店の所在地
- ④ 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- ⑤ 発起人の氏名又は名称及び住所

なお、定款には発起人全員の署名又は記名押印が必要とされており、また、定款が書面ではなく電磁的記録（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもので作成されている場合においては、署名又は記名押印に代わり電子署名を行う必要があります（会社法26条、会社法施行規則224条・225条1項）。この「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、その情報がその措置を行った者の作成に係るものであることを示し、また、その情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものをいいます（会社法施行規則225条2項）。

また、上記の①から⑤までのほか、株式会社が発行することができる株式の総数（以下「発行可能株式総数」といいます。）も併せて定めなければなりません。なお、発行可能株式総数については株式会社の成立の時までに設けることとされており、いったん定めても株式会社成立の時までの間、その数を全員の同意により変更することが可能です（会社法37条）。

(イ) 相対的記載事項

会社法では、定款をもって規定しなければ、その事項について効力が生じない事項があり、これらを相対的記載事項といいます。

- ① 変態設立（会社法28条）
 - ㊲ 金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称、その財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、設立時発行株式の種類及び種類ごとの数）
 - ㊳ 株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称
 - ㊴ 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人

規
総
六
六
六
八
号

五
二

の氏名又は名称

- ⑤ 株式会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料その他株式会社に損害を与えるおそれがないものとして次に掲げるものは除きます（会社法施行規則5条）。）
 - ① 定款に係る印紙税
 - ② 設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等に支払うべき手数料及び報酬
 - ③ 会社法33条3項の規定により決定された検査役の報酬
 - ④ 株式会社の設立の登記の登録免許税
- ⑥ 設立の際発行する株式につき、発起人が割当てを受ける株式の数、その株式と引換えに払い込む金銭の額及び成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項等（会社法32条）
- ⑦ 設立時役員等の選任（会社法38条4項）
- ⑧ 株式の譲渡につき、取締役会の承認を要する旨の定め等（会社法107条）
- ⑨ 剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会において議決権を行使することができる等の事項の種類株式を発行する場合、その事項及び発行可能種類株式総数（会社法108条）
- ⑩ 公開会社でない株式会社において、剰余金の配当、残余財産の分配及び株主総会における議決権につき株主ごとに異なる取扱いを行う旨（会社法109条2項）
- ⑪ 株主名簿管理人の設置（会社法123条）
- ⑫ 株主名簿の基準日の指定（会社法124条）
- ⑬ 定款の規定に基づく株主総会決議（一定の場合は取締役会決議）による自己株式の取得（会社法156条・459条）
- ⑭ 取得条項付株式の取得日及び取得する取得条項付株式の指定（会社法168条・169条）
- ⑮ 相続人等に対する譲渡制限株式の売渡請求に関する定め（会社法175条）
- ⑯ 株式無償割当てに関する事項の定め（会社法186条3項）
- ⑰ 1単元の株式（会社法188条）
- ⑱ 新株の発行又は自己株式の引受けに関する事項の定め（会社法199条）
- ⑲ 株券を発行する旨の定め（会社法214条）
- ⑳ 種類株式発行会社につき、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部又は一部が譲渡制限株式である場合における募集新株予約権に関する募集事項の決定（会社法238条4項）

規
総
一
〇
八
号

五
三

- ⑰ 譲渡制限新株予約権の譲渡及び取得について承認したとみなされる期間を短縮する旨の定め（会社法266条）
- ⑱ 株主総会の決議事項を、会社法の定める事項以外の事項にも及ぼす定め（会社法295条）
- ⑲ 株主提案権を行使できる株主の要件を緩和する旨（会社法303条・304条）
- ⑳ 株主総会の通常決議方法の変更、特別決議要件の変更（会社法309条）
- ㉑ 株主総会以外の機関の設置（会社法326条）
- ㉒ 取締役、会計参与、監査役の任期の短縮又は伸長（会社法332条・334条・336条）
- ㉓ 取締役選任に関し、累積投票の排除（会社法342条）
- ㉔ 取締役、会計参与、監査役の報酬等（会社法361条・379条・387条）
- ㉕ 取締役会の招集通知期間の短縮（会社法368条）
- ㉖ 取締役会における決議方法の加重（会社法369条）
- ㉗ 定款の規定に基づく取締役会決議による取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除（会社法426条）
- ㉘ 定款の規定に基づく契約による取締役（業務執行取締役等を除きます。）、会計参与、監査役又は会計監査人の責任の限定（会社法427条）
- ㉙ 中間配当の定め（会社法454条5項）
- ㉚ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨（会社法459条）
- ㉛ 解散事由の定め（会社法471条）
- ㉜ 清算株式会社における清算人会、監査役又は監査役会の設置（会社法477条）
- ㉝ 清算人、代表清算人の決定（会社法478条・483条3項）
- ㉞ 清算人解任の申立てが可能な株主の要件の緩和（会社法479条2項）
- ㉟ 清算株式会社の業務の決定（会社法482条2項）

(ウ) 任意的記載事項

定款には、このほか法律の強行規定、公序良俗又は株式会社の本質に反しない限りどのような事項でも定めることができます（会社法29条）。任意的記載事項には、次のようなものがあります。

- ① 商号中の英文表示
- ② 株券の種類
- ③ 株券の再発行手続に関する定め
- ④ 株式の名義書換手続に関する定め
- ⑤ 質権の登録及び信託表示並びにその抹消手続に関する定め

(参考定款例(1) 大会社かつ公開会社で監査役会設置会社)

○定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、〇〇〇株式会社と称し、英文では××××Co., Ltd. と表示する。

○定款例

この定款例は、会社法上の大会社(会社法2条6号)で、公開会社(会社法2条5号)である会社のうち、上場会社を想定したものです。

○総 則

総則には、企業規模、業種にかかわらず定款の絶対的記載事項のうちでも、会社の基礎的事項である商号、目的、本店所在地の3条文及び任意的記載事項である公告の方法(会社法939条)等の条文を規定するのが一般の例とされています。

○商 号

商号とは、会社の名称であり、株式会社の商号中には「株式会社」の文字を必ず用いなければなりません(会社法6条)。この制限以外には、漢字又は仮名文字で表示する限り商号の選定は原則として自由です。例外としては、次のものがあります。

- ① 不正の目的をもって他の商人であると誤認されるおそれのある名称若しくは商号を使用することについての制限(会社法8条、商法12条、不正競争防止法2条)
- ② その商号が他人のすでに登記した商号と同一であり、かつ、その営業所(会社にあつては本店。以下同じ。)の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、これの使用を禁じられるところの制限(商業登記法27条)
- ③ 公共的事業を目的とする会社は、その名称又は商号中に公共的業務を示す文字を用いなければならないが、またそれ以外の会社は、これの使用を禁じられるところの制限(銀行法6条、長期信用銀行法5条、信託業法14条、保険業法7条、無尽業法4条、金融商品取引法31条の3)

公開会社の場合、英文表示の方法を統一しておくために、定款に定めるのが一般的です。この場合、その商号が海外にも知名度が高い場合には、英語に翻訳するよりもローマ字表記にする場合が多いようです。

○商号の登記

商号を登記するには、ローマ字その他の符号で法務大臣の指定するものも用いることができ、また、商号の登記に用いることができる符号は、次のように定められています(商業登記規則50条、平14・7・31法告315)。

- ① ローマ字
- ② アラビア数字

③ アンパサンド、アポストロフィー、コンマ、ハイフン、ピリオド及び中点

参考通達等

- 損害保険代理業、生命保険募集業を目的とする会社の「株式会社野村保険」という商号は、保険業法第4条第2項の規定により使用を禁止された商号に該当する（昭53・2・21民四1200民事月報33・4・161）。
- 病院経営を目的とする「株式会社〇〇医院」なる商号の設立登記申請は受理できる（昭60・1・11民四94登記研究446・117）。
- 商号を「株式会社京都正倉院」とした株式会社の設立登記の申請は、受理して差し支えない（昭60・2・28民四986登記研究447・81）。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) 前各号に附帯、関連する一切の業務

○目的

目的とは、会社がその営利目的を達成するために営む事業のことであり、これは必ずしも1種に限らず、数種あることを妨げません。設立当時は現実に着手できないが、将来実現したいと考えている事業を記載することも可能です。また、官庁の許可が前提となっているものは許可前の定款にこれを記載することはできますが、万一不許可となったときは、その目的とする事業を行うことはできません。

なお、目的の記載は、その営む事業が何であるかを確定できる程度に特定・具体的に記載することが必要です。したがって、「商工業」、「物品販売業」のように抽象的で不明確なものは認められません。また、具体的な事業に加えてその他これに附帯する事業を営む旨を記載することは差し支えありません。

規
総
六
六
六
八
号

参考通達

○具体性、明確性を欠く目的例

問 左記事項を会社の目的とする株式会社の目的変更の登記申請は、目的の具体性を欠くものとして受理すべきでないと考えますが、いささか疑義がありますので、至急電信にて何分の御指示を賜りたくお伺いします。

記

変更後の目的

- 一 家庭用、住宅用、産業用、業務用、医療用器具および設備等に関連する次の業務

六
八

- 1 割賦販売業務
 - 2 売買業務
 - 3 割賦債権、売買代金債権等の債権買取業務
 - 4 リース業務
- 二 割賦販売斡旋業務
- 三 前各号に附帯または関連する一切の業務

答 客月27日付け電照の件は、貴見のとおりと考えます。

(昭56・2・4民四742民事局第4課長電報回答)

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

○本店の所在地

本店とは主たる営業所をいい、必ず1個に限られます(会社法27条)。

ここでいう所在地とは、最小独立の行政区画を指します。最小行政区画としては、市町村及び東京都の特別区では区を示せばよく、何丁目何番何号という所在場所まで示す必要はありません。

(会社機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置するものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

○機関設計

会社は、会社法に定める最低限のルールに則り、それぞれの会社の実態に応じた機関設計を自由に選択することができます。具体的には、必置機関である取締役及び株主総会とともに、会社の実態に応じ必要となる機関を選択し、これを定款に定めることとなります(会社法326条)。つまり、株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができます(会社法326条2項)。

次に掲げる株式会社は、取締役会を置かなければなりません(会社法327条1項)。

- ① 公開会社
- ② 監査役会設置会社
- ③ 監査等委員会設置会社
- ④ 指名委員会等設置会社

取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除きます。）は、監査役を置かなければなりません。ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りではありません（会社法327条2項）。

会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除きます。）は、監査役を置かなければなりません（会社法327条3項）。

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならず、かつ、会計監査人を置かなければなりません（会社法327条4項・5項）。

指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはなりません（会社法327条6項）。

事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限ります。）であって金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければなりません（会社法327条の2）。

大会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除きます。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければなりません。

公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければなりません（会社法328条）。

また、業種によって設置しなければならない機関が定められている場合があるので、この点についても注意する必要があります。例えば銀行や保険会社は取締役会、監査役会、監査等委員会又は指名委員会等、会計監査人を設置しなければならないとされています（銀行法4条の2、保険業法5条の2）。

（公告の方法）

第5条 当会社の公告は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

○公告の方法

公開会社の公告は、証券取引所の指導もあり、官報のみとしている例はなく、大方が日本経済新聞などの日刊紙に掲載しています。したがって、店頭公告はもちろん業界新聞等に掲載する公告も見当たりません。また、1種又は数種の新聞紙を特定できるように定めるべきで、例えば「A新聞又はB新聞」のような択一的な定めは許されません。

なお、会社が株式を公開する場合には、公開日直近の事業年度に係る定時株主総会で、官報や地方新聞になっているものを、一般日刊紙に変更若しくはこれを追加する必要があります。

また、会社は公告の方法として、官報又は日刊新聞紙のほか、インターネットのホームページを利用した電子公告を行うこともできます（会社法939条1項）。これに伴い、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合の公告方法として、官報又は一般日刊紙に公告を掲載する方法のいずれかを定めることとなります（会社法939条3項後段）。なお、会社の公告方法を電子公告とする場合にあっては、会社登記簿に電子公告をするインターネット上のホームページのアドレス（URL）を登記しなければなりません。電子公告を行うことができない場合の公告方法を

定めている場合はその定めも併せて登記します（会社法911条3項27号・28号）。なお、実際の運用に当たっては、公告期間中に決算公告を除く電子公告が適法に行われていたかどうかについて調査機関の調査を受けることが義務になっています（会社法941条）。

公告の方法を電子公告とした場合の定款例は以下のとおりです。

（公告の方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合、官報に掲載して行う。

なお、公告の方法については任意的記載事項ですから、特に公告の方法を定めなくても定款が無効となることはありません（会社法27条参照）。公告の方法を定款で定めない場合、官報を公告の方法とすることとなります（会社法939条4項）。

○計算書類の公告

株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければなりません。しかし、公告方法が官報又は一般日刊紙に掲げる方法である株式会社は、貸借対照表の要旨を公告することで足りる。さらに、公告方法を官報又は一般日刊紙に掲げる方法とする株式会社にあっては、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表の情報を、定時株主総会の終結の日後5年間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができます。ただし、この場合は電子公告の場合と同じく、貸借対照表の全文を公示しなければなりません（会社法440条1項～3項）。なお、定款の定めに基づき電子公告を行う会社が計算書類を公告する場合にあっては、調査機関による調査を受ける必要はありません（会社法941条）。

参考判例等

○定款に記載する公告方法は、1種又は数種の新聞を特定し若しくは特定できるように記載しなければならない（大判昭6・2・10民録23・259）。

○英字新聞紙を唯一の公告掲載紙とする株式会社の設立登記申請は受理されない（登記研究493・136）。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇万株とする。

2 発行する株式のうち、普通株式は、〇〇株、配当優先株式は、〇〇株とする。

○株式

この章には、株式に関する任意的記載事項である「発行可能株式総数」のほか、単元株式数、種類株式の内容、株主の届出、株主名簿管理人、株式取扱規則及び株主名簿の基準日を記載します。

○発行可能株式総数

発行可能株式総数とは、会社が発行することができる株式の総数のことです。この発行可能株式総数は必ずしも原始定款において定める必要はありませんが、株式会社の成立の時までに発起人全員の同意によって定款を変更し、発行可能株式総数を定めなければならないとされています。また、原始定款で発行可能株式総数を定めている場合には、株式会社の成立時までに、発起人全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができます（会社法37条1項・2項）。いっぽう、募集設立の場合において原始定款に発行可能株式総数の定めがないときは、創立総会の決議に基づき定款を変更し、発行可能株式総数を定めなければなりません（会社法98条）。そのため、各発起人への株主の割当て等法律関係を早期に確定させるため、原始定款について公証人の認証を受ける際に発行可能株式総数についても定めを設け、株式会社の成立時までに変更が生じた場合は所定の手続により定款を変更する、とするのが実務上望ましいといえます。

なお、発行可能株式総数は、設立時に発行する株式の総数の4倍を超えることができません。ただし、公開会社でない会社（以下「非公開会社」といいます。）の場合はこの制限はありません（会社法37条3項）。

また、次に掲げる場合には、定款の変更後の発行可能株式総数は、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができません（会社法113条3項）。

- ① 公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合
- ② 公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合

○株式の併合

株式会社は、株式の併合をすることができますが、株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければなりません（会社法180条1項・2項）。

- ① 併合の割合
- ② 株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）
- ③ 株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類
- ④ 効力発生日における発行可能株式総数

上記④の発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができません。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りではありません（会社法180条3項）。

取締役は、上記の株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければなりません（会社法180条4項）。

なお、株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、上記④に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなされます（会社法182条2項）。

○数種の株式

株式会社は、①剰余金の配当、②残余財産の分配、③株主総会において議決権を行使することができる事項、④譲渡による当該種類の株式の取得について株式会社の承認を要すること、⑤当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること、⑥当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること、⑦当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること、⑧株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあ